公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１０９号
岐阜県恵那市山岡町下手向1045番地１
債務者　柴田　勝博
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石垣　智康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１０号
岐阜県恵那市山岡町下手向1045番地１
債務者　柴田　久江
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石垣　智康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４８７２号
大阪市平野区平野西３丁目９番24号　ホワイトハウス平野305
債務者　平良　未義
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　道雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３７号
大阪府守口市大日東町28―30　大日松原マンション111号、住民票上の住所大阪府松原市三宅中５丁目７番32号
債務者　大﨑　　勇
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若三　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８１号
大阪府高槻市淀の原町33番14号
債務者　樋口　美香
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　侑士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字常盤10番地19
債務者　山本　敏子
１　決定年月日時　平成27年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　高志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１３９２号
さいたま市西区プラザ93番９号
債務者　大澤　茂雄
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下真由美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
長野市篠ノ井布施高田657番地２　ハイマイドアズマ101号
債務者　中澤　　稔
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　優太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８７８号
大阪市港区築港１丁目11番６―206号
債務者　村上　厚志
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　幸雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９４５号
大阪市西成区岸里東１丁目19番４号　301号
債務者　大西　麻衣（旧姓松岡）
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太井　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１３号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目１番４号
債務者　加藤　秀学
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧　　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０３８号
大阪府富田林市中野町西２丁目273番　医療法人春秋会介護老人保健施設きし、住民票上の住所大阪府富田林市寿町２丁目10番35―205号
債務者　池田　憲彦
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今枝　史絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０５７号
堺市東区日置荘田中町187番地13
債務者　広陽縫製こと　角田　　逞
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今枝　史絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１３０号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地８　セルベッサ札幌レジデンス401号
債務者　田村　幸子（旧姓市橋）
１　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　貴久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４９号
埼玉県越谷市大字上間久里289番地
債務者　イケシンこと　池田巳喜男
１　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川原　祐介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４８６３号
神戸市灘区摩耶海岸通１丁目１番１―609号
債務者　中筋　啓二
１　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部